

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内



♥詳しくはお問い合わせください

名称	児童扶養手当	特別児童扶養手当																																														
制度の内容	ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進する。	知的障がいまたは身体障がい等の状態(政令で定める程度以上)にある児童の福祉の増進を図る。																																														
手当を受けられる方	<p>18歳以下の児童を監護[*]している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方で、次のいずれかに該当する児童を養育している方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父(母)が死亡した児童 3 父(母)が政令に定める程度の障害の状態にある児童 4 父(母)の生死が明らかでない児童 5 父(母)から1年以上遺棄されている児童 6 父(母)が1年以上拘禁されている児童 7 母が婚姻しないで生まれた児童 8 父・母ともに不明である児童 	<p>知的障がいまたは身体障がい等(詳しくは神奈川県子ども家庭課ホームページを参照)の状態にある20歳未満の児童を監護[*]している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方</p> <p>※ただし、次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき ・児童が障がいを理由とする公的年金を受けることができるとき 																																														
所得制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の数</th> <th colspan="2">母または養育者</th> <th rowspan="2">配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>19万円未満</td> <td>192万円未満</td> <td>236万円未満</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>57万円未満</td> <td>230万円未満</td> <td>274万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>95万円未満</td> <td>268万円未満</td> <td>312万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>133万円未満</td> <td>306万円未満</td> <td>350万円未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>171万円未満</td> <td>344万円未満</td> <td>388万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	母または養育者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者	全部支給	一部支給	0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満	1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満	2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満	3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満	4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>請求者</th> <th>配偶者及び 扶養義務者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>459.6万円未満</td> <td>628.7万円未満</td> <td rowspan="5">以下、本人の場合1人増すごとに38万円、配偶者等は1人増すごとに21.3万円加算。</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>497.6万円未満</td> <td>653.6万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>535.6万円未満</td> <td>674.9万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>573.6万円未満</td> <td>696.2万円未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>611.6万円未満</td> <td>717.5万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	請求者	配偶者及び 扶養義務者	備考	0人	459.6万円未満	628.7万円未満	以下、本人の場合1人増すごとに38万円、配偶者等は1人増すごとに21.3万円加算。	1人	497.6万円未満	653.6万円未満	2人	535.6万円未満	674.9万円未満	3人	573.6万円未満	696.2万円未満	4人	611.6万円未満	717.5万円未満
扶養親族等の数	母または養育者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者																																													
	全部支給	一部支給																																														
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満																																													
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満																																													
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満																																													
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満																																													
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満																																													
扶養親族等の数	請求者	配偶者及び 扶養義務者	備考																																													
0人	459.6万円未満	628.7万円未満	以下、本人の場合1人増すごとに38万円、配偶者等は1人増すごとに21.3万円加算。																																													
1人	497.6万円未満	653.6万円未満																																														
2人	535.6万円未満	674.9万円未満																																														
3人	573.6万円未満	696.2万円未満																																														
4人	611.6万円未満	717.5万円未満																																														
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全額支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>41,430円</td> <td>41,420～9,780円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>46,430円</td> <td>46,420～14,780円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td colspan="2">3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算</td> </tr> </tbody> </table>	児童数	全額支給	一部支給	1人	41,430円	41,420～9,780円	2人	46,430円	46,420～14,780円	3人以上	3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算		<p>重度障がい児の場合 1人につき月額 50,400円</p> <p>中度障がい児の場合 1人につき月額 33,570円</p>																																		
児童数	全額支給	一部支給																																														
1人	41,430円	41,420～9,780円																																														
2人	46,430円	46,420～14,780円																																														
3人以上	3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算																																															
現況届等の提出	<p>毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。</p> <p>現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含みます)は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがありますので、ご注意ください。</p>	<p>所得状況届は、年1回提出していただくものです。届出期間(8月10日～9月10日まで)を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。また、未提出のまま2年間経過すると「手当を受ける権利」がなくなります。前年、所得制限額を超えたため手当が支給停止だった方も必ず提出してください。</p>																																														

※監護：子どもの身体に関する監督、保護、育成を意味する。

◎問い合わせ 子育て支援課 ☎内線305